

○羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

令和5年4月1日告示第29号

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、羽咋市内に定住して就業する者が就学のために貸与された奨学金を返還するための経費の一部を補助することにより羽咋市（以下「市」という。）の将来を担う若者の定住及び就業の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学金 日本学生支援機構の第一種奨学金又は第二種奨学金、当該奨学金に準ずるもので市長が特に認めるものをいう。
- (2) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学院、大学、専門職大学、短期大学、専門職短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）をいう。
- (3) 市税等 申請者に係る市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税及び上下水道料をいう。
- (4) 就業 雇用され社会保険に加入している者又は個人で農業その他自ら事業を営む者若しくはその事業専従者（所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）として継続して勤務することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和5年4月以降に就業している者
- (2) 初めて補助金を申請する年度が、大学等を卒業（修了）した年から3年以内であること。
- (3) 初めて補助金を申請する年度において満年齢が35歳以下であること。
- (4) 市内に住民票があり、現に居住していること。
- (5) 5年にわたって市内に居住する意思があること。
- (6) 奨学金の返還を既に開始していること。
- (7) 奨学金の返還に関する他の補助金等を受けていないこと。
- (8) 奨学金の返還や市税等に滞納がないこと。
- (9) 羽咋市暴力団排除条例（平成24年羽咋市条例第2号）第2条第1号若しくは第3号に該当しないこと又はこれら規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号のいずれかを上限とし、補助金の交付対象となる期間（1月1日から12月31日）に返還した額が上限に満たない場合は、当該返還額を補助金の額とする。

- (1) 年額20万円とする。
 - (2) 大学等を卒業し、医師として就労した場合は、年額100万円とする。
- 2 前項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付対象期間)

第5条 交付対象期間は、補助金の交付の対象となった最初の年から起算して連続5年間を限度とする。

(補助金の承認申請及び交付)

第6条 初めて補助金の交付を受けようとする者は、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付承認申請書(様式第1号)(以下「承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、奨学金返還を行った年の翌年1月に市長に提出しなければならない。

- (1) 卒業証明書の写し又はこれに準ずるもの
- (2) 奨学金貸与証明書又は奨学生証
- (3) 誓約書及び同意書(様式第2号)
- (4) 次項で定める書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付の対象となる奨学金返還を行った年の翌年1月に羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 在職証明書(様式第4号)又は事業を営むことを証する書類の写し
- (2) 交付対象年の奨学金の返還金額を証するもの(奨学金返還証明書・奨学金返還額証明書等)
- (3) 羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付請求書(様式第5号)
- (4) その他、市長が必要と認める書類

3 前項によらず第4条にかかげる補助金額を超える場合は奨学金を返還した年に申請できるものとする。

(補助金の交付承認)

第7条 市長は、前条第1項の規定による承認申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたときは、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付承認決定通知書(様式第6号)により、交付承認することができないときにあつては、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付不承認通知書(様式第7号)により、申請者に通知する。

(補助金の交付変更承認)

第8条 補助対象者は、補助金の交付対象となる要件に変更が生じたときは、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更承認申請書(様式第8号)に、当該変更事項を証する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときにあつては羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更承認通知書(様式第9号)により、変更承認することができないときにあつては、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更不承認通知書(様式第10号)により、申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第9条 市長は、第6条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付し、交付したことをもって額の確定とする。

(決定の取消し等)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は補助金承認の決定を取消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 補助金交付の条件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為があつたとき。
- (4) 初めて補助金の額の決定通知を受けた日の属する年から起算して5年以内に転出したとき又は就業しなくなったとき。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日告示第148号）

この告示は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日告示第65号）

この告示は、令和8年4月1日から施行し、令和5年度に申請を開始した者より適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所

氏 名

生年月日 年 月 日（ 歳）

電話番号

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付承認申請書

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付の承認を受けたいので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	(フリガナ) 氏名			
	住所	〒		
	電話番号		性別	男 ・ 女
卒業大学等	学校名	※学科・専攻等まで記載すること		
	所在地	〒		
	卒業年月	年 月卒業		
就業先	事業所名			
	所在地	〒		
	業種		就業年月	年 月
奨学金	貸与期間名称	☐ 日本学生支援機構（第一種奨学金・第二種奨学金） ☐ その他（ ）		
	貸与期間	年 月から 年 月まで		
	貸与月額	円	貸与総額	円
	返還済額	円	返還未済額 (元金)	円
	返還残期間	年 月から 年 月まで		

添付する関係書類

- (1) 卒業証明書の写し若しくはこれに準ずるもの
- (2) 奨学金貸与証明書若しくは奨学生証
- (3) 誓約書及び同意書（様式第2号）
- (4) 第6条第2項で定める書類

年 月 日

羽咋市長

住所

氏名

誓 約 書

- 1 羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付対象となった最初の年から5年にわたって羽咋市に居住する意思を持って住民登録をし、かつ、現に市内に生活の本拠を置いていることを誓約します。
- 2 奨学金の返済に関する他の補助金等を受けていないことを誓約します。

年 月 日

羽咋市長

住所

氏名

同 意 書

- 1 羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付の承認申請に係る審査のため、住所地に関する情報を確認されることについて同意します。
- 2 羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付の承認申請に係る審査のため、市税等の納税に関する情報を確認されることについて同意します。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付を受けたいので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請及び実績報告します。

奨学金の名称 (該当するものに☑を付けてください)	☐ 日本学生支援機構 第一種奨学金 ☐ 日本学生支援機構 第二種奨学金 ☐ その他 ()
奨学金を返還した期間	年 月分から 年 月分まで
償還実績額	円 (年1月から12月まで)
償還の残高	円 (年 月 日現在)
備考	

補助金額

次のいずれかを上限とし、ただし、補助金の交付対象となる期間（1月1日から12月31日）に返還した額が上限に満たない場合は、当該返還額を補助金の額とする。

(1,000円未満切り捨て)

(1) 年額20万円とする。

(2) 大学等を卒業し、医師として就労した場合は、年額100万円とする。

添付書類

(1) 在職証明書又は事業を営むことを証する書類の写し

(2) 交付対象年の奨学金の返還金額を証するもの

(奨学金返還証明書、奨学金返還額証明書)

(3) 羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第5号）

(4) その他、市長が必要と認める書類

在職証明書

氏名	ふりがな	性別	□男 □女
生年月日	年 月 日		
現住所	〒		
入社年月日	年 月 日		
職種			
現在の所属部署 (勤務場所)	部 課 (所在地) 〒		

上記の者は、当社の正規職員であることを証明します。

年 月 日

事業者 所在地 〒

名 称

代表者名

印

電話番号

(記入担当者 所 属 部 署
 役 職 ・ 氏 名
 連 絡 先)

注 正規職員とは、フルタイム勤務で期間の定めのない労働契約により雇用されている労働者をいいます。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付請求書

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金について羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により下記の金額を請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込指定口座

フリガナ 口座名義	
金融機関	
支店名	
預金種別	
口座番号	

第 号

年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金について、補助対象者として交付の承認を決定したので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

承認番号： 号

（留意事項）

補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付の対象となる奨学金返還を行った年の翌年1月に羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- （1）在職証明書又は事業を営むことを証する書類の写し
- （2）交付対象年の奨学金の返還金額を証するもの
（奨学金返還証明書・奨学金返還額証明書等）
- （3）羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付請求書（様式第5号）
- （4）その他、市長が必要と認める書類

様式第7号（第7条関係）

第 号

年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付については、下記の理由により承認できませんので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

不承認の理由

様式第8号（第8条関係）

年 月 日

羽咋市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定のあった羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金について、下記のとおり変更があったので羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

	変更前	変更後
申請者		
奨学金		
その他		

添付書類

変更を証する書類

様式第9号（第8条関係）

第 号

年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付の変更について、下記のとおり承認を決定したので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

決定の区分 （申請者・奨学金・その他）に係る変更

様式第10号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

羽咋市長

羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付変更不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金の交付の変更については次の理由により承認できませんので、羽咋市定住促進奨学金返還支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

変更承認しない理由